

続開 第6次 韓・日会談 [在日韓人]

法的地位委員会 会議録、1 - 3次、

1964.4.22 - 5.14

分類番号 723.1 JA

登録番号 757

P2. 索引目録

分類番号 登録番号 生産課 生産年度 フィルム番号 ファイル番号 フレーム番号
723.1 JA 757 東北亜州課 1964 主題 番号 始まり 終り
法 1964.4-5 C1 - 0009 04 0001 ~ 0127
機能名称 : 続開 第6次韓・日会談 [在日韓人] 法的地位委員会 会議録、1 - 3次
1964.4.22 - 5.14

一連番号	内 容	頁
1. 第1次	1964.4.22	0004
2. 第2次	1964.5.6	0109
3. 第3次	1964.5.14	0118 ~ 0127

P3 分類番号 723.1 JA 登録番号 757 保存期間 永久
法 1964.4 - 5

機能名称 : 続開 第6次韓・日会談 (1964.3.12 - 64.4)
[在日韓人] 法的地位委員会 会議録、
1 - 3次、1964.4.22 - 5.14

生産課 東北亜州課 生産年度 1964
内容

1. 第1次 1964.4.22
2. 第2次 1964.5.6
3. 第3次 1964.5.14

P4 1. 1次 1964.4.22

P5 協調箋

文書番号 外亜北 54 題目 韓日会談関係協定案検討依頼

受信 : 邦交局長 発信 : 亜州局長 年月日 64.2.28 第1 意見

当局で試案として作成した**在日韓人の**法的地位問題に関する協定試案を、日本側提案と比較検討して貴局の意見を早急に回示して下さい願います。

有添 : **在日韓人の**法的地位問題に関する協定案 1部 終

亜州局長 黄ホウル

P6 起案用紙

自体統制 外務事務官 姜尚弘 起案処 東北亜課 権泰雄

起案年月日 1964.3.6.

分類記号 外亜北 722-165

経由受信参照 駐日大使

発信 長官

題目 法的地位問題に関するわが側協定試案送付

在日韓人の法的地位問題に関して作成した協定試案を別添送付するので、これを現地代表団で検討された後、適宜日本側に代案として提示なさるよう願います。

有添：法的地位問題に関する協定試案 2部 終

P7

在日韓人の法的地位問題
(協定案)

P8

日本側 提案 (64.1.29.)	韓国側 試案	註 釈
<p>前文 日本国及び大韓民国は 日本国に在留する特定の大韓民国国民に、特別な法律上の地位が付与されることが必要だと認めるので、従って次のように協定した。</p> <p>第 1 条 1945 年 9 月 2 日以前から継続して日本国に在留する大韓民国国民、及びその直系卑属で、本協定第 2 条 1 で定める永住申請期間が終了する日までに日本国で出生し、継続して日本国に在留する者は、この協定が定めるところにより日本国に永住できる。</p> <p>第 2 条 1. 第 1 条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、日本国政府に対して同政府が定める手続きに従って、この協定の効力発生日から 5 年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。 2. 1. の規定に依拠し永住許可の申請があり、その許可が付与される場合には手数料は徴収されない。</p>	<p>第 1 条(永住権の範囲) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に継続して居住する大韓民国国民及び彼らの直系卑属で、本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、継続して日本国に在留する者は、本協定が定めるところにより日本国に永住できる。</p> <p>第 2 条(永住権の申請方法) 1. 第 1 条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から 5 年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。 2. 本条規定によって日本国での永住許可の申請するにおいては、いかなる手数料も徴収されない。</p>	<p>前文は国籍確認条項の規定問題とも関連があるので、最終段階に行って作成することとする。</p> <p>1. 第 1 条の「継続して」という両者の解釈は、合意議事録 で日本国に生活の根拠をもつ者を意味することを規定する。 2. 「太平洋戦争の戦闘が終結した日」を第一案に提示し、第二案で「1945 年 8 月 15 日」と規定することとする。 3. 今まで使って来た「在日韓人」の代わりに、「大韓民国国民」という用語を使う。</p> <p>1. 国籍証明問題は合意議事録に規定されている。 2. 申請期間終了日から 3 ヶ月前の期間内に出生する者の永住申請期間は、6 ヶ月延長するようにすることを別途定める。</p>

<p>第3条</p> <p>第2条1.の規定に依拠して永住許可を受けた者は、その者がこの協定の効力発生日以後、次に規定する者の内、どれかひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>1. 内乱に関する罪、外患に関する罪、または騒擾罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱及び騒擾に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く)</p> <p>2. 営利の目的を持って麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、無期または2年以上の懲役、または禁錮に処せられた者(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)、及び麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、この協定の効力発生日以前に処せられた刑を含み、3回以上刑に処せられた者。</p> <p>3. 1.及び2.に規定された者を除き、無期または7年を超過する禁錮、または懲役の刑に処せられた者。</p> <p>4. 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者</p>	<p>第3条(永住権者の強制退去)</p> <p>本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。</p> <p>(1) 内乱及び外患に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。</p> <p>(2) 営利を目的に、または3回以上麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して、3年以上の禁錮または懲役の実刑を受けた者。 ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。</p> <p>(3) 凶悪な犯罪に因って10年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。(または7年を超過する)禁錮、または懲役の刑を受けた者。</p> <p>(4) 第一案： 国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。 第二案 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者</p>	<p>日本側が主張する騒擾罪は、在日僑胞の団体行動等に重大な影響を及ぼす恐れがあるので、これを削除することとする。</p> <p>「10年以上」という用語を日本側が受諾しない時には、「7年を超過する」という用語を使う。</p> <p>1. 日本側提案4.の事由は、その他の事由との均衡を失っているので、最初に第一案を提示して、他の事由と同一に裁判所の有期受刑者とすることを主張する。</p> <p>2. 第一案で受諾が到底不可能な時には、最終段階に行って第二案で日本側案を受諾するが、その</p>
--	--	--

<p>第4条</p> <p>1. 第2条1.の規定に依拠して永住許可を受けた者の子で日本国で出生した者は、日本国法令に定めるところにより、成年に達する時まで継続して日本国に在留できる。</p> <p>2. 1.の規定に依拠して日本国に在留する者は、第3条に列挙されたある者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>3. その者が成年に達した後、永住許可を申請した時には、素行が善良で、また日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを企図したり主張し、またはこれを企図したり主張する政党、その他の団体を結成したり、これに加入したことがない限り、永住は許可される。</p> <p>4. 3.の規定に依拠して永住が許可された者は、貧困または疾病を事由にして、日本国からの退去を強制されない。</p>	<p>(5) 未成年時の行為に依って、本条第1項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>第4条(永住権者の子の処遇)</p> <p>1. 本協定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時までには継続して日本国に在留できる。</p> <p>2. 本条第1項の規定に依って日本国に居住する者の退去強制に関しては、第1条の永住権者の待遇に準じる。</p> <p>3. 本条第1項の者が成年に達した後、日本国での永住許可を申請した場合には、第3条に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。</p> <p>4. 本条第3項の規定に依って永住が許可された者の退去強制事由は、本条第1項の者が成年に達する時期に、韓日両国政府が協議して規定する。</p>	<p>事実の認定または退去の実施に、韓国側の合意を要するように規定する。 (付属文書参照)</p> <p>・ 帰化問題は協定本文では規定しないで、付属文書で規定することとする。</p> <p>日本側が左の第一案に応じない場合には、永住権者の子の退去強制事由に関しては無協定状態に置くが、韓日両側の立場を各々合意議事録に記録し、両側は本問題が人道的な見地から慎重に処理されなければならないので、再び論議することに合意するという点を規定する方法を、第二案として日本側に提示することとする。</p>
--	--	--

	<p>第 5 条(財産権及び職業権) 本協定に依って日本国に永住する者は権利自体の性質上、自国民にだけ許容される権利を除いては、内国民と同等な待遇を受ける。 特に経済的社会的活動をするにおいて、内国民との差別的な待遇を受けない。</p> <p>第 6 条(教育)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国政府は本協定に依って日本国に永住する者に対して、内国民と同等に日本国の義務教育を実施することとする。 2. 本条第 1 項の規定に依って義務教育を受けた者が上級学校に進学するにおいては、内国民と同等な機会が付与される。 <p>第 7 条(社会保障) 本協定に依って日本国に永住する者は、日本国の基本的な社会保障制度の恵みを内国民と同等に受けられる。</p> <p>第 8 条(永住帰国者の財産搬出及び送金) 本協定に依って日本国に永住する者が大韓民国に永住帰国する時には、自己の全ての財産を課税なく搬出できる。</p>	<p>処遇問題に関して日本側は案を提示しないているが、わが側はこれを同時に提案することとする。</p>
--	--	---

付属文書(合意議事録)の骨子

日本側 提案 (64.1.29.)	韓国側 試案	註 釈
<p>1. 永住申請の方法</p> <p>大韓民国政府は協定第 2 条 1.の規定に依拠して永住許可を申請する者が当該申請時、大韓民国の国籍を所有していることを証明する書類を提出するか、または大韓民国政府による国籍の証明が行われることを、日本国政府によって要求されることを認め、またこれに協力する。</p> <p>2. 退去強制</p> <p>(1) 日本国政府は協定第 3 条 2.または 3.に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成を勘案して人道的な考慮をする。(この点是非公布とする)</p> <p>(2) 日本国政府は協定第 3 条 4.に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その送還予定日から 30 日前までに、その意を大韓民国政府に通報する。</p> <p>3. 協定永住権者の子</p> <p>日本国政府は協定第 4 条 3.の規定によって永住が許可された者の退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成等を勘案して人道的な考慮をする。</p>	<p>1.協定第 1 条の「継続して」という用語は、日本国に生活の根拠を持つ者を意味する。</p> <p>2.協定第 2 条の規定により永住申請書を提出した者の内、その国籍がはっきりしない者に限って大韓民国政府はその国籍が証明されるように協助する。</p> <p>3.(1) 日本国政府は協定第 3 条第 1 項(2)または(3)に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成を勘案して人道的考慮をする。</p> <p>(2) 協定第 3 条第 1 項(4)に該当する者の退去強制に関してはその事由の認定、または退去の決定において、大韓民国政府の合意を要する。</p> <p>3.(1) 協定第 4 条第 3 項のまたは(3)の規定によって永住が許可された者の退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成を勘案して人道的考慮をする。</p> <p>(2) 協定第 4 条第 1 項(4)の者が成年に達した後、日本国籍への帰化を申請する場合には、日本政府はこれを許可する。</p> <p>4.戦後入国者の処遇</p> <p>(1)終戦後日本国に入国し、日</p>	<p>協定第 3 条第 1 項(4)の第二案をわが側が受諾する場合には、左の(2)を規定するようにする。</p> <p>合意議事録に両側の立場を記録する場合(協定第 4 条第 4 項 註釈参照)に、人道的考慮をするという左の内容が含まれなければならない。</p>

	<p>本国政府から在留許可を受け、相当期間居住した者に対しては、日本国内法による永住を許可することとする。</p> <p>(2) 居住期間が相当な期間に達しない者と言えども、日本政府から在留許可を受けている者に対しては、今後も在留できる資格を継続認定することとする。</p> <p>(3) 終戦後日本国に入国し、日本国政府から在留許可は得ていないが、相当な期間居住した者に対しては、その居住実績を参酌して在留を許可するようにする。</p> <p>(4) 離散家族の再会 日本国政府は協定によって日本国に永住する者の離散家族の再会に関して、人道的な取扱いをすることとする。</p> <p>5. 教育 協定に依って日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して日本国政府は、上級学校に進学するにおいて、外国で同級の教育を受けた者と同等な資格を認定するものとする。</p> <p>5. 社会保障 (1) 協定第7条の規定に依る「基本的な社会保障制度」というのは、国民健康保険、母子福祉災害救助及び韓日両国が協議決定する、その他の社会保障制度を意味する。 (2) 日本国政府は協定に依って日本国に永住する者の内、極貧者に対して内国民と同等に、「生活保護法」の適用を当</p>	
--	--	--

	<p>分の間続けることとする。</p> <p>6. 永住帰国者の財産搬出及び送金</p> <p>協定第8条に規定された大韓民国への永住帰国者は帰国時、</p> <p>1) 携帯品、職業用具及び引越し品に属す物品は、全量制限なく搬出する。</p> <p>2) 前記の範囲に属さない物品で禁制品を除くその他の物品は、日本政府は「EXPORT LICENSE」を申請して搬出するようにする。</p> <p>ただしこの場合、日本政府は自動的に「EXPORT LICENSE」を付与する。</p> <p>3) 最初送金額は一世帯当り、米貨 10,000ドルとする。</p> <p>4) 最初の送金額を超過する金額は、韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して預置し、</p> <p>①日本国内費用及び日本国からの輸入物資代金の決済に使用できる。</p> <p>②日本国関係法令の範囲内で、送金が保障される。</p> <p>③処分ができず、日本国に残して置く財産(有債、無債の財産含む)は、何時でも処分した時には前記特殊計定に預置できるし、処分する前に発生する過失の送金は保障される。</p>	
--	---	--

P56

起案用紙

自体統制 姜尚弘 起案処 東北亜課 権泰雄

起案年月日 1964.3.11.

分類記号 外亜北 722-168

経由受信参照 駐日大使

発信 長官

題目 法的地位問題に関する訓令

1. 在日韓人の法的地位問題に関して、わが側の立場を別添のように訓令する。
2. 法的地位問題に関する討議を進行させるにおいては、この訓令の内容をわが側の最低線として、これより有利な条件で妥結するように交渉なさるよう願う。
3. 日本側が 64.1.29.に提示した法案に対するわが側の代案は、別途文書で送付するつもりであ

る。

有添：法的地位問題に関する訓令 1部 終

P57

1964.3.16.

法的地位問題に関する訓令

1. 永住権の付与範囲

(1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日(1945.8.15.)以前から継続して日本に居住する大韓民国国民及び彼らの直系卑属で、永住申請期間(5年)が終了する日までに出生した者に対して、協定上の永住権が付与される。(説明1参照)

(2) 協定永住権者の直系卑属が未成年時には、彼らの父母と同等な待遇を受ける。

(3) 協定永住権者の直系卑属が成年に達し日本国に永住することを申請する場合、退去強制事由に該当しない限り、彼らの永住は許可される。

説明 1.(1)「太平洋戦争の戦闘が終結した日」を一次的に提示し、具体的に規定しなければならぬ場合には「1945.8.15.」とすることとする。

(2)「継続して」という用語に関して付属文書で、具体的にその解釈の基準を規定することとする。

2. 戦後入国者の処遇

(1)終戦後日本国に入国し、日本国政府から在留許可を受け、相当期間居住した者に、入管令による永住権を付与する。

(2)居住期間が相当な期間に達しない者と言えども、日本国政府から在留許可を受けている者には、今後も在留できる資格を継続認定する。(説明2参照)

説明 2. 終戦後入国者の取扱い問題は、交換覚書等の付属文書で規定することとする。

3. 永住許可申請方法

(1) 日本政府は永住権該当者が提出する申請書だけで(国籍証明の添付なく)、永住許可を付与する。

(2) 申請者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、その国籍が証明されるように韓国政府は協助する。

(3) 永住許可の申請期間は、本協定の発効日から5年以内とする。(説明3参照)

説明 3. 不可避な事由で(期限満了日から3ヶ月前の期間内に出生する者等)、期限以内に永住権付与を申請できなかった時には、期限後にも申請できるようにする方が備えられるよう努力する。

4. 永住権者の退去強制事由

協定発効日以後の行為によって、次の各号のひとつに該当する者とする。

(1) 内乱及び外患の罪で2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。

(2) 凶悪な犯罪に因って10年以上の(または7年を超過する)禁錮または懲役の刑を受けた者。(説明4参照)

(3) 営利を目的に、または3回以上麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して、5年(ないし3年)以上の禁錮または懲役の実刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。(説明5参照)

(4) 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者。ただし、本項該当余否の認定または退去の決定においては、韓国政府との合意を要する。(説明6参照)

説明 4. 凶悪犯と麻薬犯に関しては退去強制の実施において、日本国政府が法運営上人道的な

考慮をすることを合意議事録に規定するようにする。

説明 5.(1) 凶悪犯及び麻薬犯の刑期は一次的に10年以上(凶悪犯)と5年以上(麻薬犯)を主張し、これで妥結ができない場合、最終的に凶悪犯で「7年超過」、麻薬犯で「3年以上」を提示する。

(2) 日本側は麻薬法関係法令の改正で、「常習で」という用語がなくなったので、「常習で」の代わりに「禁錮以上の刑を3回以上受けたこと」とすることを主張している。

説明 6. (4)項は最終段階に行つて仕方がない場合に限つてわが側が受諾することとして、第一次的には「国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮、または懲役の言い渡しを受けた者(執行猶予の言い渡し者除く)」を提示する。

5. 永住権者の子の退去強制

永住権者の子で成年に達した後、日本に永住する者の退去強制事由は、永住権者の子が成年に達する時期に、韓日両国政府が協議して規定することとする。(説明7参照)

説明 7. これに関して韓日両国間の合意が不可能な場合には、両側の対立した立場を各々合意議事録に記録することとする。

6. 財産権及び職業権

永住権者は経済的社会的活動をするにおいて参政権等権利自体の性質上、自国民にだけ許容される権利を除いては、内国民と同等な待遇を受け、特に就職と金融面において内国民との差別待遇を受けない。(説明8参照)

説明 8. 交渉技術上、一次的には「内国民と同等な待遇」という表現の使用を要求することとする。

7. 教育問題

(1) 本協定の永住権者は内国民と同等に日本の義務教育を受け、上級学校に進学において均等な機会が付与される。

(2) 永住権者が設立した私立学校が大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して日本国政府は上級学校に進学するにおいて、外国で同級の教育を受けた者と同等な資格を認定するものとする。(説明9参照)

説明 9. 後半の私立学校問題は、別途文書で規定しても構わない。

8. 社会保障

(1) 永住権者は日本国で実施されている、ごく基本的な社会保障及び社会福祉制度の恵みを、内国民と同等に受けられる。(説明10参照)

(2) 永住権者の内、極貧者に者には、内国民と同等に生活扶助を当分の間続ける。

説明 10. 基本的な社会保障問題は付属文書で規定するが、可能な限り列挙するようにする。

9. 永住帰国者の財産搬出及び送金

(1) 財産搬出：永住する目的で本国に帰国する者は、絶対的な禁制品を除いては、全ての財産を課税なく搬出できる。

(2) 送金：上記の者が帰還時に携帯ないし送金できる最初の送金額は一世帯当り、米貨5,000ドルから10,000ドルの間で決定することとする。(説明11参照)

説明 11. 財産搬出と最初の送金額を超過する金額の送金方法等の具体的な手続きは、別途付属文書で規定することとする。

10. 極貧帰国者補助金問題

「永住する目的で帰国する大韓民国国民の内、極貧者に日本政府が再定着金として2千ドルを支給する」という主張は、最終段階に行つて撤回する。(説明12参照)

説明 12. 第4次及び第5次会談時にわが側が提起した問題だが、当時日本側は一般請求権問題との関連下でなら討議できる問題だが、支払う意思がないと立場を強く取つたことがあった。

11. 国籍確認問題

「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張は、最終段階に行って撤回する。(説明 13 参照)

説明 13. 在日僑胞はわが国国籍法によって、彼らの政治思想如何にかかわらずわが国の国民なので、在日韓人が大韓民国国民であることを確認するという条項を、必ず置かなければならない法的な必要性はないものである。わが側の国籍確認条項の挿入を撤回したとしても、協定の対象者である在日僑胞の表現を「大韓民国国民」と規定し、その「大韓民国国民」は大韓民国の憲法と国籍法による者だという点を公式記録に残すようにすれば、在日僑胞の全部が本協定の適用を受けるようになるという主張の根拠を備えられる。

12. 協定対象者の表現問題

最終段階で協定対象者を「大韓民国国民」と表現する。(説明 14 参照)

説明 14.(1) 上の説明 13 で説明したように、「在日韓人が大韓民国国民であることを確認する」という国籍確認条項の挿入主張を撤回すると同時に、協定対象者を「大韓民国国民」と表現するが、公式記録に「本協定で大韓民国国民というのは、大韓民国の憲法及び国籍法が適用される全ての者をいう」というわが側の立場が記録されるようにする。

(2) 国籍確認条項の撤回及び協定対象者を「大韓民国国民」と表現するという問題は他の問題点、特に永住権申請時の国籍証明書の添付余否問題と関連させて交渉する。

P63 駐日代表部

駐日政 722-118

1964.3.26.

受信：外務部長官

題目：法的地位問題に関するわが側協定案

外亜北 722-165 で送付していただいた法的地位問題に関する協定案を当地代表団で検討し、別添のように修正案と修正理由を作成して送付しますので査収なさり、同修正案を日本側に提示しても良いかの指示を早急に下示して下さい願います。

有添：1. 修正案の全文 …… 1部

2. 修正理由 …… 1部

駐日大使 裴義煥

P64

修正案の全文

日本国に居住する大韓民国国民の法律上の地位と 処遇に関する協定(案)

大韓民国と日本国は、

両国国交の深い歴史と今後相互協働しなければならない政治的、経済的、文化的な互助の精神に立脚して、日本国に居住する大韓民国国民に対して、日本国に居住する他の外国人と相異した法律上の地位と処遇が付与されることが必要だと認定し、
従って、次のように協定する。

第1条 (永住権の範囲)

次に規定された大韓民国国民は、本協定の定めるところにより、日本国に永住できる。

1. 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から、日本国に継続して居住する者

2. (1)に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した翌日から、本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者。

第2条（永住権の申請方法）

1. 第1条の規定に該当する者で今後日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から5年以内に日本政府に対して、両国政府が協議して定める手続きに従って、日本国に永住することを申請しなければならない。
2. 本条の規定によって日本国での永住許可の申請するにおいては、いかなる手数料も徴収されない。
3. 第1条(2)規定された者で、永住権申請期間終了日の3ヵ月前の期間内に出生した者の永住権申請期間は、これを6ヵ月延長する。

第3条（永住権者の強制退去）

1. 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
 - (1) 内乱に関する罪、外患に関する罪、または政治的目的を持つ騒擾罪を犯して、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱または騒擾に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
 - (2) 営利を目的に、または3回以上麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して、3年以上の禁錮または懲役の実刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。
 - (3) 凶悪な犯罪に因って10年以上の(または7年を超過する)禁錮、または懲役の刑を受けた者。
 - (4) 国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
2. 未成年時の行為に依って、本条第1項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

第4条（協定上の永住権者の子孫の法律上の地位）

1. 本協定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時まで~~(1)~~継続して、日本国に居住できる。
2. 本条第1項の規定に依って日本国に居住する者の退去強制に関しては、第1条の永住権者の待遇に準じる。
3. 本条第1項の者が成年に達した後、日本国での永住許可を申請した場合には、第3条に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。
4. 本条第3項の規定に依って永住が許可された者の退去強制事由は、本条第1項の者が成年に達する時期に、韓日両国政府が協議して規定する。

第5条（財産及び職業に関する処遇）

日本国政府は本協定に依って日本国に永住する者に対して、権利自体の性質上、自国民にだけ許容される権利を除いては、日本国民と同等な権利を持つように処遇する。特に経済的、社会的活動をするにおいて、日本国民に比べ差別待遇を受けないようにする。

第6条(教育に関する処遇)

1. 日本国政府は協定に依って日本国に永住する者に対して、日本国民と同等に日本国の義務教育を実施することとする。
2. 本条第1項の規定に依って義務教育を受けた者が上級学校に進学するにおいては、日本国民と同等な機会が付与される。

第7条（社会保障に関する処遇）

日本国政府は本協定に依って日本国に永住する者が、日本国の基本的な社会保障制度の恵みを日本国民と同等に受けられるようにする。

第8条（永住帰国者の財産搬出及び送金に関する処遇）

本協定に依って日本国に永住する者が大韓民国に永住帰国する時には、その全ての財産を課税なく搬出できる。

P68 合意議事録（案）

1. (継続居住の定義) 協定第1条の「日本国に継続して居住する者」というのは、「日本国に生活の根拠を持っている者」を意味する。
2. (永住申請者の国籍証明) 協定第2条の規定により永住を申請した者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、大韓民国政府はその国籍が証明されるように協助する。
3. (退去強制においての人道的措施) 日本国政府は協定第3条第1項(2)または(3)に該当する者という理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成等を勘案して人道的な考慮をする。
4. (協定上の永住権者の子孫に対する退去強制と帰化)
 - (1) 協定第4条第3項の規定によって永住が許可された者の退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成等を勘案して人道的な考慮をする。
 - (2) 協定第4条第1項の者が成年に達した後、日本国籍への帰化を申請する場合には、日本政府はこれを許可することとする。
5. (戦後入国者の処遇)
 - (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可を受けている者の内、日本国に5年以上居住した者に対しては、日本国内法による永住を許可することとする。
 - (2) (1)に規定された者の内、日本国での居住期間が5年に達しない者に対しては、今後も在留できる資格を継続認定することとする。
 - (3) 太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可は得ていないが、本協定発効日までに2年以上の期間居住した者に対しては、その居住実績を参酌して在留を許可するようにする。
6. (離散家族の再会)

日本国政府は本協定第1条に規定された永住権者の直系尊属または直系孫属で、日本国外に居住する者に対しては、日本国での居住を許可することとする。
7. (教育)

本協定に依って日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して、日本国政府は上級学校に進学において、外国での同級の学校修了者と同等な資格を認定することとする。
8. (社会保障)

- (1)協定第7条の規定に依る「基本的な社会保障制度」というのは、国民健康保険、母子福祉災害救助及び韓日両国が協議決定する、その他の社会保障制度を意味する。
- (2)日本国政府は本協定に依って日本国に永住する者の内、極貧者に対して当分の間、継続して日本国民と同等に「生活保護法」の適用をすることとする。
9. (永住帰国者の財産搬出及び送金)
- 協定第8条に規定された大韓民国への永住帰国者は、帰国時に(1) 携帯品、職業用具及び引越し品に属す物品は全量制限なく搬出する。(2) 前記の範囲に属さない物品で、禁制品を除くその他の物品は、日本政府に「EXPORT LICENSE」を申請して搬出するようにする。ただしこの場合、日本政府は自動的に「EXPORT LICENSE」を付与する。(3) 最初送金額は一世帯当り、米貨10,000ドルとする。(4) 最初送金額を超過する金額は、韓国銀行東京支店に特殊計定を設定して預置し、(イ)日本国内費用及び日本国からの輸入物資代金の決済に使用できるし、(ロ)日本国関係法令の範囲内で、送金が保障され、(ハ)処分ができず日本国に残して置く財産(有債、無債の財産含む)は、何時でも処分した時には前記特殊計定に預置できるし、処分する前に発生する過失の送金は保障される。

P71 別添 2.

修正理由

1. 協定文に題名を新設した。
(理由) 協定文を条文形式で作成して提出しながら、協定文の題名を空白で残して置くなら、形式においてもぎこちないだけでなく、韓国側が協定案の内容に対して信念が欠如している点等を暗示するようになるので、協定案に題名をつけたものである。
2. 前文を新設した。
(理由) 協定文の題名と前文が国籍確認条項と関連がないのではないが、代表団側の試案のように題名と前文を新設しても、国籍確認条項問題の解決に支障がないだろうし、また日本側の案の前文には、大韓民国の法律上の地位が他の外国人より特別に(優越に)付与されなければならないとしながら、その理由がないので、その理由までも簡略に挿入したものである。
3. 第1条の表現方式を修正した。
(理由) 第1条の表現方式を修正したのは、二つの理由のためである。第一は永住権者の範囲を明確に判り易くするためのもので、第二は「彼らの」という表現が下手をすると子孫の父母双方が永住権者であることを要求するかのような誤解を防止し、その父母の内どちらか一方が永住権者の場合には、その子孫も永住権者であることを明確にするために、「彼らの」という表現を回避するものである。
4. 第2条の3を追加した。
(理由) 永住権申請期間が終結する直前に出生する者たちの永住権申請の便宜のために、これを追加規定するものである。
5. 第3条を次のように修正した。
(イ) 第1項の(1)の中に騒擾罪を加えた。
騒擾罪を退去強制事由にするのに韓国側が同意するという点は、既に昨年当時の金外務部長官を始めとする外務部幹部と韓日会談代表との連席会議で合意したことがあり(1963.4.10.頃韓国外務部で)、また今年初めに丁外務部長官が裴大使に送った公文である「法的地位関係会合の進行要領」(1964.1.12.)にも含まれていて、代表団は既にこのような合意と指示を根拠に騒擾罪を退去強制事由に含ませるのに合意したことがあるだけでなく、

これは日本側が破壊活動防止法第4条2項の他の12個の事由を退去強制事由として主張しないという点と相互関連性があるものだが、このような合意と支持と会談の進行経過を看過して、騒擾罪を退去強制事由から除外するという事は、会談進行に対する韓国側の真意を損傷させるものであり、例えそのような主張をしたとしても日本側がこれに応じる可能性は皆無と考えられるので、今後会談の雰囲気を悪化させないために、従前の方針通りに騒擾罪を退去強制事由の中に含ませなければならないと考えられる。参考に騒擾を犯さないと在日韓人の地位が保障されないとは考えられないので、騒擾罪を必ず退去強制事由の中から削除しなければならない正当な理由もないと考えられる。

(ロ) 第1項の(4)に関しては、第1案を優先的に提示することとした。

(ハ) 第3条第2項を新しく提案することとした。

6. 第4条の題名を「協定上の永住権者の子孫の法律上の地位」に変更することとした。
(理由) 「処遇」という用語が不適当なためである。
7. 第5条の題名を「財産及び職業に関する処遇」に変更することとした。また同条の内、「自国民」を「日本国民」に変更することとした。そして「許容される権利」を「許容されるべき権利」と変更した。その他の表現方法も修正した。
8. 第6条の題名を「教育に関する処遇」とし、同条本文の内「自国民」を「日本国民」に変更することとした。
9. 第7条の題名と本文を、前2条と調和するように修正した。
10. 第8条の語句を修正した。
11. 合意議事録(1)に(継続居住の定義)という題名を付け、本文を修正することとする。
12. 同(2)に(永住申請者の国籍証明) という題名を付けた。
13. 同(3)に(退去強制においての人的措置) という題名を付けた。
14. 同(3)が二つあるが、第(2)の(3)を同(4)とし、同(4)に(協定上の永住権者の子孫に対する退去強制と帰化) という題名を付ける。また同条の内、「許可する」を「許可することにする」とした。
15. 同(4) (戦後入国者の処遇)を同(5)とし、同条の(1)と(2)の内「相当期間」を「5年」にし、同(3)の「相当な期間」を「本協定発効日までに2年以上の期間」として、同条の内「終戦後」を「太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に」とするだけでなく、他の語句も修正することにした。
16. 同(4)も同(3)のように二つあるが、同(4) (離散家族の再会)を同(6)とし、同本文を修正することとした。
17. 同(5) (教育)を同(7) (教育)とし、本文を修正することとした。
18. 同(5)も同(3)や(4)と同様に二つずつあるが、同(5) (社会保障)を同(8) (社会保障)とし、同条の中の(1)の規定は無意味なので削除することとした。
19. 同(6)を同(9)とした。

P76 協調箋

文書番号 外防調 -200 題目 韓日会談関係協定案検討依頼(応)

受信： 亜州局長 発信： 邦交局長 年月日 64.3.31 第1意見

1: 外亜北 541(64.2.28)に対する応信である。

2: 本件の協定案を逐条検討して見たが、

- イ、第1条に関して・・・同条の本文が永住権自体の範囲ではなく永住権を付与できる範囲、または永住できる者の範囲を規定したものであるため、その条文の標題を(永住権の付与範囲)または(永住できる者の範囲)と改称するのが妥当で、本文においては「太平洋戦争の戦闘が終結した日」ではその解釈が多意で曖昧なので、永住権を付与できる起点を

年月日で表示することが明瞭だろうし、また「在日韓人及び彼らの直系卑属・・・」は「日本国に在留する大韓民国国民及びその直系卑属・・・」に、「・・・永住権を付与する」は「・・・永住できる」と表現するのが妥当である。

ロ、第2条に関して・・・同条本文の内容から見て、永住権自体の申請というより永住の申請の意味なので、その条文自体を(永住の申請方法)と改称した方が、本文の趣旨に一致するだけでなく、合意議事録の標題とも合致する。

本文において「・・・申請しなければならず、日本政府はこれを認定する」を「・・・申請しなければならない」として第1項で終結し、第2項を新設して「前項の場合において、日本政府はこれを認めなければならない」という趣旨で規定し、第2項は第3項として体裁を立てるのが妥当である。

ハ、第3条に関して・・・(1)強制退去事由1において「1.破壊活動防止法」第4条第1項第1号に規定された暴力主義的破壊活動による内乱及び外患の罪と同条同項第2号に規定された騒擾罪・・・」を、騒擾罪において上記法第4条第1項第2号(イ)(ヌ)に規定された騒擾に関する罪を含み意味しない限り、「1.破壊活動防止法」第4条第1項第1号に規定された内乱及び外患の罪と同条同項第2号(イ)に規定された騒擾罪・・・」と表現するのが正確である。

(2) 上のように特別刑法上の騒擾罪を、永住権者に対する退去強制事由に規定しているが、運命共同体としての僑胞(永住権者)が、時には当面した共通利害問題に対する自由な意思表示である団体行動が、この刑事法上騒擾罪を構成する可能性もあるだろうから、この団体行動に関与した集団全員を強制退去させるということは、将来大きな紛糾を起こす可能性があるので、この事由は削除するのが妥当だし、

(3) 本文の体裁は強制不退去原則を基本とし、その例外として退去事由を規定する体裁で、次のように表現して差し支えない。

即ち、「本協定第2条第1項の規定によって日本国に永住する者は、如何なる場合にも日本国から退去を強制されない。ただし、本協定が効力を発生した後に、次の各号の1に該当する犯罪を犯した時にはそうではない。」

(4) 本文に表れた「体刑」とは、わが国の刑事法上の用語としては「懲役または拘禁」と表現され、また「・・・年以上の・・・」という有期刑には、それより刑が重い無期刑が必ず添加されなければならない。

(5) 本文の「2年以上の実刑の言い渡しを受け、その刑が確定した者」とは、その退去強制が刑の宣告(言い渡し)だけでできるのか、または宣告を受けた刑の服役終了後にするという意なのかはっきりしないが、前者の意味で解釈する場合にも刑の宣告(言い渡し)を受けた時の刑を基準にするのか、または刑が確定した時の刑を基準にするのかの余否が曖昧なので(例えば、1審で2年以上の刑の宣告を受けた者が、2審ないし3審の上訴審で2年未満の刑が確定される場合、またはその反対の場合に問題になる)、上で後者を基準にするのなら「2年以上の懲役または禁固の刑を受けると確定した者」と表現するのが正確である。

(6) 「凶悪な犯罪・・・」は制限的に例示し、「10年以上の・・・」を「無期または10年以上の・・・」に改正するのが妥当である。

(7) 第3条第4項に「外交上の重大な利益を害する行為」を退去強制事由に規定しているが、以外の退去強制事由とは違って強制退去させる口実、または方便として使われる怖れがないとは言えない。勿論、本協定合意議事録2の2の規定によって、わが国政府の同意を要するとしたが、これは日本国が既に一方的に両政府の意見が一致しない時には、外交上の紛糾が起きる怖れがある規定なので、削除するのが妥当である。仮に本規定を存置す

るべき相当な理由があるならば、法治国家の理念上少なくとも、その理由をより具体的に有
形化し、永住権者に対する日本国の国家権力による強制退去措置に関する、予測可能性
と客観性を維持するのが妥当である。

二、第4条に関して… (1) 子と直系卑属は民事法上その概念が異なり、後者がその範囲がより拡
張されるもので、従って永住権の付与範囲も拡張するので、同条の条文標題を(永住権者
の直系卑属)と改称し、本文もこれに従って改正しなければならない。

(2) また本文に「第3条に規定された事由の内、どれかひとつに該当する者になった場合
を除いては…」を、「第3条端緒に定めた各号事由の1に該当する者になった場合を除い
ては…」と改正し、

(3) 第4条第1項本文に表れた「…特別な在留資格なく…」という排斥条項は、必要な
主義規定に過ぎないと解釈される。何故ならば、本協定が効力を発生した後には、当然
成年に達する時まで第4条第1項に期限継続居住権が発生するものであり、出入国管理令
による法定在留資格とか関係ないものと解釈できるからである。これはまるで本協定第1条
に規定された者が、出入国管理令による在留資格とは無関係の、協定上の永住権が発生
するという論理と同一なものとして解釈される。

従って出入国管理令の適用を排除しようという、積極的意図として規定する必要があるのな
ら、漠然と「…特別な在留資格…」とするのではなく、「出入国管理令第4条第1項の規定
にもかかわらず…」と表現するのがより正確である。 終

邦交局長 宋クワンジョン

P81 起案用紙

自体統制 外務事務官 姜尚弘 起案処 東北亜課 権泰雄

起案年月日 1964.4.16.

分類記号 外亜北 722-234

経由受信参照 駐日大使 発信 長官

題目 法的地位問題に関するわが側協定案の修正

1. 法的地位問題に関するわが側協定案に対する代表団の修正案(駐日政 722-118)を再度検討し、
別添(1)のようにわが側協定案(合意議事録案含む)を再作成して送付するので、適宜日本側に**提示
なさるようお願い**します。
2. 別添(1)の協定案は、日本側協定案に対するわが側の代案として提示するものとし、まず日本側協
定案の内容に常用された部分だけを提示することにしたものである。
3. 別添(1)の協定案を提示する時には、これに関する討議が進展したらすぐに処遇に関するわが側案
を提示するという点を、日本側に明白にしておくよう願う。
4. 処遇に関するわが側案(別添 2)を代表団で広範囲に検討なさり、その結果を報告して下さい。

有添 : 1. 協定案(第1条-第5条) 1部

2. 協定案(第6条-第9条) 1部 終

P82 (別添 1)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と
処遇に関する協定(案)

大韓民国と日本国は、
太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から日本国に居住する大韓民国国民及びその直系卑属が
日本国に居住することになった歴史的背景の特殊性を考慮して、

彼らに特別な法的地位と処遇を付与し、日本国での安住を保障することが必要だと認めるので、

従って、次のように協定した。(説明 1)

説明 1. (1) 協定題目の内「法律上の地位」を「法的地位」と修正し、前文は新しく作成した。

(2) 協定前文は今後確定する協定本文の内容如何によっては、多少表現方式が変わることがあるので、今度の機会には日本側に前文を提示しないこととする。

第 1 条 本協定で「日本国に居住する大韓民国国民」というのは、大韓民国国籍法で規定された要件に該当する者をいう。(説明 2)

説明 2. 外亜北 722-168(64.3.16.)号訓令の説明 13 及び説明 14 の趣旨を規定するために、第 1 条を新設した。

第 2 条 次に規定された大韓民国国民は、本協定に定めるところにより日本国に永住できる。(説明 3)

1. 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から、日本国に継続して居住する者。(説明 4)

2. 本条第 1 項に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日から、本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者。

説明 3. 便宜上作成した各条文の標題は、これを削除した。

説明 4. 欠如

第 3 条

1. 第 2 条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から 5 年以内に、両国政府が協議して定める手続きに従って、日本政府に永住申請書を提出しなければならない。

2. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、いかなる手数料も徴収されない。

3. 第 2 条第 2 項に規定された者で、本協定の効力発生日から 4 年 10 ヶ月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条 1 の規定にかかわらず永住申請書の提出期間を、出生日から 6 ヶ月以内とする。(説明 5)

説明 5. 内容の正確を期するために、日本側の体裁に従って修正した。

第 4 条

1. 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。

(1) 内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱または騒擾に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。(説明 6)

(2) 営利を目的に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3 年以上の禁錮または懲役の実刑を受けた者、または、または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して 2 回以上刑に処せられた者で、再び 3 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者、ただし執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。(説明 7)

(3) 凶悪な犯罪に因って 10 年以上の禁錮、または懲役の刑を受けた者。(説明 8)

(4) 国交に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言

い渡しを受けた者を除く。(説明 9)

2. 未成年時の行為に依って、本条第 1 項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

説明 6. 第 4 条第 1 項(1)の退去強制事由に内、「政治的目的を持つ騒擾罪」は「政治的目的を持つ」の基準が漠然なだけでなく、本条項の運用如何によっては、在日僑胞の権益擁護のための今後の団体活動に、直接間接に及ぼす影響が莫大なことなのに照らして、これを削除することにした。

説明 7. 麻薬犯の内、「3 回以上」という表現を、3 回以上刑に処せられた者を意味するように修正規定した。

説明 8. 「10 年以上」の代わりに「7 年を超過する」という表現を、第 2 案で日本側に提示することとする。

説明 9. 外政北 722-168(64.3.16.)付訓令には、最終段階に行つて不足な場合には「日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者」の категорияを受諾するようになっているが、今後別途の訓令がある時まで、この受諾を留保することとする。

第 5 条

1. 本協定第 2 条の規定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時まで継続して、日本国に居住できる。(説明 10)
2. 本条第 1 項の者が成年に達した後、1 年以内に日本国での永住許可を申請する場合には、第 4 条第 1 項に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。
3. 本条第 2 項の規定に依って永住が許可された者の退去強制に関しては、第 4 条の規定に準じる。(説明 11)

説明 10. 第 4 条第 2 項で未成年時の行為に依っては退去強制をされないことを規定しているので、重複を避けるために本部案及び代表部案の第 4 条第 2 項は削除した。

説明 11. (1) 本部案及び代表部案の第 4 条第 3 項と同条第 4 項によれば、協定永住権者の子に対して永住は許可するよう規定しておくが、永住が許可された者の退去強制事由はこれを規定しないで、再協議の対象として残して置くことになっているので、第 1 案として第 5 条第 3 項のように強制退去事由に関して、協定上の永住権者の待遇に準じるよう規定した。
(2) 第 5 条第 2 項と第 3 項の代わりに、協定上の永住権者の子が成年に達した後の永住許可の条件と退去強制事由を、皆一緒に再協議の対象として規定する次のような内容を、第 2 案として日本側に提示することにした。

「第 5 条第 1 項の子が成年に達した後の、日本国での永住許可の条件及び強制退去事由に関しては、第 3 条第 1 項に規定された永住申請期間が終了する日から 20 年が経過した後に、韓日両国政府が協議して規定することとする。」

P87 合意議事録(案)

1. (継続居住の定義) 協定第 2 条の「日本国に継続して居住する者」というのは、「日本国に生活の根拠を持っている者」を意味する。
2. (永住申請者の国籍証明) 協定第 3 条の規定により永住申請書を提出した者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、大韓民国政府はその国籍が証明されるように協助する。
3. (退去強制において的人道的措置) 日本国政府は協定第 4 条第 1 項に規定された事由に該当するという理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成及び事案の性質等を勘案して、人道的な考慮をする。(説明 10) ママ

4. (協定上の永住権者の子孫の日本国籍取得) 協定第 5 条第 1 項の者が成年に達した後、日本国籍の取得を希望し申請する場合には、日本政府はこれを許可することとする。(説明 11)
5. (戦後入国者の処遇)
 - (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可を受けている者の内、日本国に相当な期間居住した者に対しては、日本国内法による永住を許可することとする。
 - (2) (1)に規定された者の内、日本国での居住期間が相当な期間に達しない者に対しては、今後も在留できる資格を継続認定することとする。(説明 12)
 - (3) 太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可は得ていないが、本協定発効日までに 2 年以上の期間居住した者に対しては、その居住実績を参酌して在留を許可するようにする。
6. (離散家族の再会)

日本国政府は本協定第 2 条に規定された永住権者の直系孫尊属または配偶者で、日本国外に居住する者に対しては、日本国での居住を許可することとする。(説明 13)

説明 10. 退去強制においての人的措置は、退去強制事由の全般に及ぶよう修正した。従って合意議事録(案)4 の(1)の規定は不必要になったので、これを削除した。

説明 11. 「帰化」という表現を避けるために、「日本国籍の取得」と表現した。

説明 12. 居住期間を「5 年以上」と確定する代わりに、「相当な期間」と表現した。

説明 13. 直系孫卑属外に配偶者を追加した。

P89 (別添 2)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と 処遇に関する協定(案)

第 6 条

本協定に依って日本国に永住する者は、権利自体の性質上、日本国民にだけ許容される権利を除いては、日本国民と同等な処遇を受ける。(説明 1)

説明 1. 本部案及び代表部修正案の第 5 条の規定の内、「特に経済的、社会的活動をするにおいて、日本国民に比べ差別待遇を受けないようにする」という規定は重複的な規定に過ぎないので、これを削除した。

第 7 条

1. 本協定に依って日本国に永住する者は、日本国民と同等に義務教育を受けられる。
2. 本条第 1 項の規定に依って義務教育を受けた者が、上級学校に進学するにおいては、日本国民と均等な機会が付与される。
3. 本協定に依って日本国に永住する者が設立する私立学校で、大韓民国政府の認可を受けた場合には、同学校修了者に対して日本国政府は上級学校に進学において、外国での同級の学校修了者と同等な資格を認定することとする。

第 8 条

1. 本協定に依って日本国に永住する者は、日本国民と同等な社会保障の恵みを受けられる。(説明 2)

2. 本協定に依って日本国に永住する者の内、極貧者は当分の間「生活保護法」の適用を継続して受けられる。

説明 2. 第6条、第7条及び第8条において、代表団の修正案の「日本国政府」の代わりに「本協定に依って日本国に永住する者」を主体にして、表現方式を変えた。

第9条

1. 本協定に依って日本国に永住する者が大韓民国に永住する目的で帰国する時には、その全ての財産を課税なく搬出できる。
2. 本条第1項に規定された帰国者の財産搬出及び送金の具体的方法に関しては、別途に両国政府が協議して決める。(説明3)

説明 3. 第9条の永住帰国者の財産搬出及び送金の方法は、別途に協議して決めるという規定を第2項として新設し、「合意議事録」に規定された内容は、今回の機会には日本側に提示しないで、もっと研究検討することとする。

P91

大韓国外務部

着信電報

番号 : JAW-04302

日時 : 64.4.22.17:24

受信人 : 外務部長官 貴下

発信人 : 駐日大使

続開第6次韓日会談第1次法的地位委員会 会議報告

1964.4.22.15:00-15:30 に開催された標記会議に関する結果を、次のように報告します。

1. わが側は外亜北 722-234 号で指示された通りに、わが側協定案を日本側に提示した。ただし合意議事録の3の内、「事案の性質」という用語は削除した。その理由は駐日政 722-101 号で報告したように、日本側は「事案の性質」という用語を、韓国側に有利な面もあるが、全般的に不利な解釈を行っているためである。
2. 日本側はわが側案を自国語に翻訳検討した後、次の会議で日本側の見解を陳述することとした。
3. 次の会議は(1)来週に日本の祝祭日が入っていて、(2)日本法務省側の事情もあり、(3) わが側案を翻訳して検討する時間の余裕も必要だ等の日本側の事情から、1964.5.6.10:30 に開催することにした。
4. 新聞発表は日本側から、現在日本の国会が開催中で、また日本の立法府では現在在日韓人の法的問題討議は一旦中止されているようなので、韓国側から日本側案に対する代案が提示されたとすると困難なので、韓国側からの代案提示余否は言及せずに、ただ「法的地位会談を再び続開した」とすることにした。
5. 今日わが側が提示した案の内、第4条1の(1)の内、騒擾罪が退去強制事由から除かれた点に対して、次の会議で日本側が強硬な抗議をすることが予想されるので、わが側が同騒擾罪を削除しない理由を(削除した理由?それで下線?)日本側が聞いて来た場合、いかに答弁したら良いのか、本部の見解を個別的、具体的に例示して、指示を次の会議開催時以前までに下示して下さるようお願い。

P93

駐日代表部

駐日政 722-159

1964.4.27.

受信 : 外務部長官

題目 : 第1次法的地位委員会 会議録

1964.4.22 に開催された続開第 6 次韓日会談第 1 次法的地位委員会会議録を別添のよう
に送付します。

別添：会議録・・・・・・2部
駐日大使 裴義煥

P94 続開第 6 次韓日会談
第 1 次法的地位委員会 会議報告

1.日時： 1964.4.22. 15:00-15:30

2.場所： 外務省会議室

3.出席者： 韓国側 李垆浩 代表
崔侏洙 書記官
李敬堧 ”
張溟河 ”
日本側 小川清四郎 代表(入管局長)
富田正典 入管次長
家弓吉巳 民事局第五課長
池上努 入管局参事官
齋木俊男 外務事務官
鶴田剛 外務事務官

4. 討議内容

李垆浩代表：本部から韓国側代案が来たので、これを提示する。日本側はわが側案を日本語に翻
訳して検討するのに多少時間が必要と考えられるので、今日の会議ではわが側案を提示だけし
て説明は次の会議で行ったらどうか？

小川：韓国側案を翻訳して検討するのに時間が必要なので、説明は次の会議で聞くことにするのが
良いだろうが、今日の会合では韓国側で韓国側案を一度読んでくれるのはどうか？

李垆浩代表：それなら李敬堧書記官が大体一度読んであげるようにする。(李書記官が別添の通りの、
日本側に提示した韓国側案を読んであげた)

小川：韓国側案をちらっと聞いてみると良くできた点もあるようだが、とても厳しいようだ。とにかく次の
会議で韓国側代案に対する日本側の見解を提示する。

李垆浩代表：次の会議は何時開催するのがよいのか？

小川：来週は日本の祝祭日が入っていて、日本法務省側の事情もあり、また韓国側代案を翻訳
して検討する時間の余裕も必要なので、1964.5.6.10:30 に開催したら良い。

李垆浩代表：よい。次、新聞発表文を作成しよう。

小川：現在、日本の国会が開催中にあるが、日本の立法府では現在、在日韓人の法的問題の討
議は一旦中止されているようなので、韓国側から日本側案に対する代案が提示されたとな
ると困難なので、韓国側からの代案提示の余否は言及しないのが良い。

李垆浩代表：それなら、新聞発表は「法的地位会談を再び続開した」としたらどうか？

小川：よい。

有添：日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と処遇に関する協定(案)

P96 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と
処遇に関する協定(案)

1964.4.22.

(前文は、後に提示する)

第1条

本協定で「日本国に居住する大韓民国国民」というのは、大韓民国国籍法で規定された要件に該当する者をいう。

第2条

次に規定された大韓民国国民は、本協定に定めるところにより日本国に永住できる。

1. 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から、日本国に継続して居住する者。
2. 本条第1項に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日から、本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者。

第3条

1. 第2条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から5年以内に、両国政府が協議して定める手続きに従って、日本政府に永住申請書を提出しなければならない。
2. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、いかなる手数料も徴収されない。
3. 第2条第2項に規定された者で、本協定の効力発生日から4年10ヵ月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条1の規定にかかわらず永住申請書の提出期間を、出生日から6ヵ月以内とする。

第4条

1. 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。
 - (1) 内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱または騒擾に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。
 - (2) 営利を目的に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3年以上の禁錮または懲役の実刑を受けた者、または、または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して2回以上刑に処せられた者で、再び3年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者、ただし執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。
 - (3) 凶悪な犯罪に因って10年以上の禁錮、または懲役の刑を受けた者。
 - (4) 国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。
2. 未成年時の行為に依って、本条第1項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。

第5条

1. 本協定第2条の規定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時まで継続して、日本国に居住できる。

2. 本条第1項の者が成年に達した後、1年以内に日本国での永住許可を申請する場合には、第4条第1項に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。
3. 本条第2項の規定に依って永住が許可された者の退去強制に関しては、第4条の規定に準じる。

(処遇に関する条項は、後に提示する)

P99

合意議事録(案)

1. (継続居住の定義) 協定第2条の「日本国に継続して居住する者」というのは、「日本国に生活の根拠を持っている者」を意味する。
2. (永住申請者の国籍証明) 協定第3条の規定により永住申請書を提出した者の内、その国籍がはっきりしない者に限って、大韓民国政府はその国籍が証明されるように協助する。
3. (退去強制における人道的措置) 日本国政府は協定第4条第1項に規定された事由に該当するという理由で退去を強制しようとする場合には、その者の家族構成を勘案して人道的な考慮をする。
4. (協定上の永住権者の子孫の日本国籍取得) 協定第5条第1項の者が成年に達した後、日本国籍の取得を希望し申請する場合には、日本政府はこれを許可することとする。
5. (戦後入国者の処遇)
 - (1) 太平洋戦争の戦闘が終結した翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可を受けている者の内、日本国に相当な期間居住した者に対しては、日本国内法による永住を許可することとする。
 - (2) (1)に規定された者の内、日本国での居住期間が相当な期間に達しない者に対しては、今後も在留できる資格を継続認定することとする。
 - (3) 太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日以後に日本国に入国し、日本国政府から在留許可は得ていないが、本協定発効日までに2年以上の期間居住した者に対しては、その居住実績を参酌して在留を許可するようにする。
6. (離散家族の再会)

日本国政府は本協定第2条に規定された永住権者の直系孫尊属または配偶者で、日本国外に居住する者に対しては、日本国での居住を許可することとする。

(処遇に関する条項の合意議事録は、後に提示する)

P101

日本側 提案 (64.3.6.)	韓国側代案 (1964.4.22.)
<p>日本国に居住する特定の大韓民国国民の法的地位に関する協定案</p> <p>前文</p> <p>日本国及び大韓民国は、</p> <p>日本国に在留する特定の大韓民国国民に対して、特定な事項に関して、日本国に在留するその他の外国人と違う法律上の地位が付与されることが必要だと認めるので、</p> <p>従って次のように協定した。</p>	<p>日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と処遇に関する協定(案)</p> <p>前文</p>

<p><u>第1条</u> 次に列挙する者で、第2条の永住許可を得た者は、日本国に永住できる。</p> <p>(1) 1945年9月2日以前から継続して日本国に在留する大韓民国国民</p> <p>(2) (1)に規定された者の直系卑属の大韓民国国民で、1945年9月3日以後この協定の効力発生日から5年の期間が経過する日までに日本国で出生し、その後継続して日本国に在留する者</p> <p><u>第2条</u></p> <p>1. 第1条に規定された者で日本国に永住しようとする者は、日本国政府に対して同政府が定める手続きに従って、この協定の効力発生日から5年以内に永住許可を申請し、その許可を受けなければならない。前記の申請及び許可に対しては、手数料は徴収されない。</p> <p>2. 第1条(2)に規定された者で、この協定の効力発生日から4年11ヵ月を経過する日以後に出生する者に対しては、1の規定にかかわらず永住許可の申請期間を、出生日から30日以内とする。</p> <p><u>第3条</u></p> <p>第2条1.の規定に依拠して永住許可を受けた者は、その者がこの協定の効力発生日以後、次に規定する者の内、どれかひとつに該当する者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>1.内乱に関する罪、外患に関する罪、または騒擾罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者(執行猶予の言い渡しを受けた者、及び内乱及び騒擾に付和随行したことに因って刑に処せられた者を除く)</p> <p>2.営利の目的を持って麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、無期または2年以上</p>	<p><u>第1条</u> 本協定で「日本国に居住する大韓民国国民」というのは、大韓民国国籍法で規定された要件に該当する者をいう。</p> <p><u>第2条</u> 次に規定された大韓民国国民は、本協定に定めるところにより日本国に永住できる。</p> <p>(1) 太平洋戦争の戦闘が終結した日以前から、日本国に継続して居住する者。</p> <p>(2) 本条第1項に規定された者の直系卑属で、太平洋戦争の戦闘が終結した日の翌日から、本協定による永住申請期間が終了する日までに出生し、日本国に継続して居住する者。</p> <p><u>第3条</u></p> <p>1. 第2条の規定に該当する者で日本国に永住しようとする者は、本協定の効力発生日から5年以内に、両国政府が協議して定める手続きに従って、日本政府に永住申請書を提出しなければならない。</p> <p>2. 本条の規定によって日本国政府に永住申請書を提出するにおいては、いかなる手数料も徴収されない。</p> <p>3. 第2条第2項に規定された者で、本協定の効力発生日から4年10ヵ月を経過する日以後に出生した者に対しては、本条1.の規定にかかわらず永住申請書の提出期間を、出生日から6ヵ月以内とする。</p> <p><u>第4条</u></p> <p>1. 本協定によって日本国に永住する者は、本協定の効力発生日以後の行為によって、次の各号に規定する事由に該当する者になった場合を除いては、如何なる場合にも日本国からの退去を強制されない。</p> <p>(1) 内乱に関する罪、または外患に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者と、内乱または騒擾に付和随行したことに因って刑を受けた者を除く。</p> <p>(2) 営利を目的に麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、3年以上の禁錮または懲役の</p>
--	---

<p>の懲役、または禁錮に処せられた者(執行猶予の言い渡しを受けた者を除く)、及び麻薬類取締りに関する日本国法令に違反し、この協定の効力発生日以前に処せられた刑を含み、3回以上刑に処せられた者。</p> <p>3. 1.及び 2.に規定された者を除き、無期または7年を超過する禁錮、または懲役の刑に処せられた者。</p> <p>4. 日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者</p> <p>第4条</p> <p>1. 第2条の規定に依拠して永住許可を受けた者の子で日本国で出生し、また大韓民国国民である者は、日本国政府が定める手続きに従うことを条件にして、成年に達する時まで継続して日本国に在留できるし、また第3条に列挙されたどれかの者になった場合を除いては、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>2. 1の規定に依拠して日本国に在留する者が、成年に達した日から30日以内に永住許可を申請した時には、その者は、素行が善良で、また日本国憲法またはその下に成立した政府を、暴力で破壊することを企図したり主張し、またはこれを企図したり主張する政党その他の団体を結成したり、これに加入したことがない限り永住は許可され、または貧困、または疾病を事由にして、日本国からの退去を強制されない。</p>	<p>実刑を受けた者、または、または麻薬類取締りに関する日本国法令に違反して2回以上刑に処せられた者で、再び3年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者、ただし執行猶予の言い渡しを受けた者は除く。</p> <p>(3) 凶悪な犯罪に因って10年以上の禁錮、または懲役の刑を受けた者。</p> <p>(4) 国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者。ただし、執行猶予の言い渡しを受けた者を除く。</p> <p>2. 未成年時の行為に依って、本条第1項各号に規定された事由に該当する者になった場合には、日本国からの退去を強制されない。</p> <p>第5条</p> <p>1. 本協定第2条の規定に依って日本国に永住する者の直系卑属は、成年に達する時まで継続して、日本国に居住できる。</p> <p>2. 本条第1項の者が成年に達した後、1年以内に日本国での永住許可を申請する場合には、第4条第1項に規定された事由がない限り、その者の永住は許可される。</p> <p>3. 本条第2項の規定に依って永住が許可された者の退去強制に関しては、第4条の規定に準じる。</p>
---	--

P107
発信電報

大韓国外務部

番号：WJA-0501
日時：64.5.1.9:45

受信人：駐日大使
対：JAW-04392号

法的地位問題に関するわが側協定案(外亜北 722-234)から退去強制事由の内、「騒擾罪」を削

除した理由を尋ねた対号電文第 5 項の質疑に対して、次のように回報する。

1. 協定上の永住権者に対する日本国からの退去強制問題は、やむを得ない最小限の事由に局限し、永住権の実質的な内容を強化しなければならないというのは、韓国側が従来一貫して主張して来た基本原則である。
2. 破壊防止法第 4 条第 1 項第 1 号に規定された騒擾罪は「刑法第 106 条に規定している行為」と、その範囲を狭義の騒擾罪に局限しているのに反して、日本側協定案で規定された騒擾罪は一般刑法上の騒擾罪を提示しているが、これは刑法第 106 条の狭義の騒擾罪だけでなく、刑法第 107 条の「解散不応罪」も含むのが解釈上の通例である。従って「解散不応罪」も含む一般刑法上の騒擾罪は、韓国側としては到底受諾できないものである。
3. 大衆が集合して暴行または脅迫を行うことで成立する狭義の騒擾罪においても、例えその範囲を「政治的目的」に制限するとしても、「暴行」または「脅迫」の概念を広義に解釈するのが判例なので、騒擾罪を退去強制事由として受諾する場合、在日僑胞の団体的行動に直接、間接外に影響することが至大なものと思料される。(外亜北) 終

P109 2. 第 2 次、1964.5.6.

P110 大韓民国外務部
着信暗号電報 極秘

番号 : JAW-05071
日時 : 64.5.6.16:54

受信人 : 長官

発信人 : 駐日大使

続開第 6 次韓日会談第 2 次法的地位委員会 会議報告

1964.5.6.10:30-12:00 に開催された標記会議に関する結果を、次のように報告します。

1. わが側は前回の会議で提示したわが側協定案に対する大略的な説明をしながら、日本側案との比較と差異を指摘した。
2. 日本側は今日の会合で韓国側から大略的な説明を聞いたので、これに対して関係当局間で協議、検討して、次の会議で具体的な日本側の見解を提示すると前提しながら、今日の会議ではただ韓国側案に対して日本側が考えている主要問題点だけを提示すると言った。同主要問題点としては
 - (1) 韓国側案によると実質的に、協定上の永住権を子孫孫まで永久的に付与するようになっているが、このような永住権は特殊な地位にある者に対して、特定期間内でだけ付与されるものと考えられ、またこのような基本的な思考方式に対しては、韓国側も意見を同じにしていると分かったし、
 - (2) 退去強制事由から騒擾罪が削除されているが、これは韓国側で挿入することで合意したものなのにどうなったのか、また「日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者」の代わりに「国交に関する罪を犯し、2 年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者」としたのは、日本側としては受諾するのが困難で、
 - (3) 戦後入国者の問題を合意議事録に規定しているが、同問題は韓日間の友好関係という原則下で処理される問題であり、協定上で規定する問題ではないという、3 つの点を指摘した。
3. わが側は、前記 2 の(1)に対しては、わが側は子孫の永住権範囲及び退去強制事由に関して具体的に、どの時期及びどの程度にしようというのに合意したことはなく、(2)に対しては、特殊な騒擾罪においては退去強制事由に認定できると合意したことがあるが、WJA-05009 号で指示された内容等を提示しながら、日本側の再考を促し、(3)に対しては、考慮して韓国案を受諾しいくれるのを望む等の答弁をした。

4. 日本側はわが側草案第 5 条に言及し、永住権者の直径卑族の未成年時の退去強制事由規定はどうするのかと尋ねて来たので、わが側は同規定は第 4 条 2 項で規定したものであるため、重複を避けるために第 5 条で再度規定しなかったと言ったところ、韓国側の意図通りにするならば別途規定がなければならないのではと言われ、結局同問題は条約の体裁及び技術上の問題なので、再び検討して適宜条約文を作成するのが良いだろうと、意見の交換があった。
5. 日本側はわが側草案第 2 条 1 項で、「太平洋戦争の戦闘が終結した日」とした理由がどこにあるのかと尋ねたので、わが側は法的地位以外のその他の問題との関連及び韓国での国会批准等を考慮して、このようにしたと答弁した。
6. 新聞発表は韓国側から協定案の提示があったのかと質問された時には、あったと答えることにするのに合意した。
7. 次の会議は 5.14.10:30 にした。

P112

駐日代表部

駐日政 722-194

1964.5.13.

受信：外務部長官

題目：第 2 次法的地位委員会 会議録

1964.5.6 に開催された続開第 6 次韓日会談第 2 次法的地位委員会会議録を別添のように送付します。

駐日大使 裴義煥

P113

続開第 6 次韓日会談
第 2 次法的地位委員会 会議報告

- 1.日時： 1964.5.6. 10:30-12:00
- 2.場所： 霞友会館
- 3.出席者: 韓国側 李炯浩 代表
崔侑洙 書記官
李敬堧 "
張溟河 "
日本側 平賀健太 民事局長
富田正典 入管次長
家弓吉巳 民事局第五課長
池上努 入管局参事官
斎木俊男 外務事務官
鶴田剛 外務事務官

4. 討議内容

李炯浩代表：前回の会議でわが側提示した案に対して大略的な説明をする。

わが側案によると協定案の題名は「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位と処遇に関する協定(案)」となっているが、これは日本側案に比べれば「在留」と表現されたものが「居住」になっており、「特定の大韓民国国民」ではなく「大韓民国国民」であり、「法律上の地位」という表現を「法的地位と処遇」としたのが違う。わが側案には前文は後に提示することになっているが、その理由は文法上と法的地位問題以外のその他問題に関する協定との関連及び均衡を考慮したからだ。

韓国側案第 1 条は日本側案にはないものだが、同条項は過去には国籍確認問題として

本会談で議論されて来たものであり、日本国に居住する大韓民国国民の範囲は、大韓民国国籍法によって決定するのが合理的だからだ。

韓国側案第2条は日本側案第1条に該当する永住権者の範囲に関する条項だが、韓・日両側案に用語上の差異はあるが、永住権者の範囲に関する実質的な差異は別になく、ただ韓国側案には「本協定で定めるところに従って」となっているのが、日本側案では「第2条の永住許可を受けた者」となっている点と、韓国側案には「太平洋戦争の戦闘が終結した日」となっている用語が、日本側案では「1945年9月2日」となっている点等だ。

韓国側案第3条は日本側案第2条に該当する永住申請手続きに関する条項だが、韓・日両側案の差異点は、第一に申請期間が終了する頃に出生した者に対する申請期間猶予期間の差異があり、第二にわが側案は「両国政府が合意する手続きに従って」となっているのに対して、日本側案は「日本政府の定める手続きに従って」となっている点だ。

韓国側案第4条は日本側案第3条に該当する退去強制事由に関する規定だが、韓・日両側案に用語上の些少な差異もあるが、主要な差異点としては第一に、韓国側案には「効力発生日以後の行為によって」となっている点が日本側案に比べて相当違い、第二、韓国側案には騒擾罪が削除されている点が違い、第三、麻薬に関する犯罪に刑期の差異がある点が違い、第四、凶悪犯の明示とこれに対する刑期の差異があるという点が違い、第五、韓国側案には「国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役を受けた者」となっているのに対して、日本側案には「日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者」となっている点が違う。

韓国側案第5条は日本側案第4条に該当する永住権者の子孫に関する規定だが、韓・日両側案は永住権者の子孫の範囲、彼らに対する成年に達する時までの在留条件、及び永住権付与要件と退去強制事由等において差異がある。

在日僑胞の処遇に関する条項は、後にもう一度第6条以下として提示する。

合意議事録において日本側案と比べてわが側案の主要な点は、継続居住の定義を規定したことと、協定上の永住権者の子孫の日本国籍取得に関する規定をしたことと、戦後入国者の処遇に関する規定をしたことと、そして離散家族の再会に関する規定をしたことだ。

在日韓人の処遇に関する条項の合意議事録は、後に提示する。

富田：今日韓国側から説明を聞いたので、これに関して関係当局と協議、検討して、次の会議で日本側見解を具体的に提示するが、今日はただ韓国側案に対して、日本側が考えている主要問題点だけを提示する。

第一、韓国側案によると実質的に協定上の永住権を子孫孫まで永遠に付与するようになっているが、協定上の永住権は特殊な地位にある者に対して、特定期間においてだけ付与されるものと考えられ、またこのような基本的な思考方式に対しては、韓国側も意見を同じにしていると分かったし、

第二、退去強制事由から騒擾罪が削除されているが、これは韓国側で既に挿入することに合意したもののなにどうなったのか、また「日本国の外交上の重大な利益を害する行為を行った者」の代わりに「国交に関する罪を犯し、2年以上の禁錮または懲役の刑を受けた者」としたのは、日本側としては受諾するのが困難で、

第三、戦後入国者の問題を合意議事録に規定しているが、同問題は韓日間の友好関係という原則下で処理される問題であって、協定上で規定する問題ではないという、3つの点だ。

李代表：日本側で今言った内、第一の点に対して、韓国側は永住権が付与される範囲に対して一定な線を引き、日本側と討議して来たのは事実だが、それと子孫の法的地位をどうす

るかの問題は違う。子孫に対する永住権と退去強制事由も今まで討議して来たし、日本側案と韓国側案に差異はあるが、子孫にも永住権を与え、やたらと退去されないようにして、安心して暮らしていけるようにしなくてはならないのではないか？

第二、退去強制事由に対して、特殊な騒擾罪においては退去強制事由として認定できると合意したことはあるが、日本側案の騒擾罪は破防法第4条第1項2号に規定された狭義の特殊な騒擾罪だけでなく、刑法第107条の解散不応罪までも含まれると解釈される怖れがあり、またそのような騒擾罪においても、「暴行」または「脅迫」の概念を広義に解釈する怖れもあり、また在日韓人に対する不安感を除去するために騒擾罪を退去強制事由から除いたのであり、また国交に関する罪は他の犯罪と均衡を備えるために刑期を入れたのであり、

第三の点に対して、合法的な手続きを経て日本に居住している在日僑胞の安定した居住を考慮して、戦後入国者の問題を合意議事録に規定したのである。

平賀：永住権者の子孫の未成年時の退去強制事由規定は、どこに規定しているのか？

崔侑洙：これはわが側案第4条2項で規定したものを考慮して、重複を避けるために第5条で再度規定せずに、準用させることで案を作成したものだ。

平賀：日本側の解釈では第4条2項は、永住権者の子孫の未成年時の退去強制事由まで規定したのではないから、韓国側の意図通りにするのなら別途、規定が必要なものと思う。

李代表：これは条約の体裁及び技術上の問題なので、再び検討して適宜条約文を作成するようにしたらどうか？

平賀：それが良い。

富田：韓国側案第2条1項で「太平洋戦争の戦闘が終結した日」とした理由は何か？

崔侑洙：法的地位以外のその他の問題との関連及び、韓国での国会批准等を考慮して、このようにしたものだ。

5. 新聞発表

韓国側から協定案の提示があったのかと記者たちから質問された時には、提示があったと答えることにするのに合意した。(しかしまだ、わが側から協定案の提示があったと言ったことはない)

6. 次期会議日時

1964.5.14.10:30

P118 3. 第3次、1964.5.14.

P119 大韓国外務部
着信暗号電報 級秘密

番号：JAW-05200
日時：64.5.14.18:03

受信人：長官

発信人：駐日大使

第6次韓日会談第3次法的地位委員会 会議報告

1964.5.14.10:30-11:30に開催された標記会議に関して、結果を次のように報告します。

1. 日本側は前回の会議の時、韓国側が提出した協定案に対して、基本的な問題だけを話すと前提しながら、

第一、永住権付与対象の範囲

第二、退去強制事由

第三、戦後入国者問題

の三点において、韓国側代案は日本側案と余りに大きな差異があるので、その他細部的な話をできないではないのかと言いながら、特に韓国側が永住権を子孫孫まで付与しようとするなら、日本側は退去強制事由を普通の入管令上のそれを、再び考慮せざるを得ないとした。

2. これに対してわが側は、日本側も永住権者の子孫問題を、日本側案第 4 条に取扱っており、その範囲を子に限定させ、また素行が善良で日本政府に対する破壊活動をしなければ、永住権を上げるという点が韓国側の主張とちがうものだが、韓国側としては父母と子にだけ永住権を与え、その孫に永住権を与えないのは不合理だと考え、そのようにしたものだと言った。
3. 日本側はわが側案第 5 条 3 項で規定された「規定に準じる」が何を意味するのかと言いながら、この件が第 4 条の規定と同じことを意味するならば、結果的に父母の永住権と子孫の永住権の差異がなくなるではないかと言いながら、日本側としては最大限に譲歩した線で案を提示したのに、韓国側では代案の提示を長期間遅延させていて、提示したものは本委員会の出発点よりも後退した案を提示したと言いながら、日本側としては(1)本委員会の出発当時よりも後退した案を提示した韓国側の交渉態度を見て、本委員会を今後継続できないと考え、(2)韓国側代案の内容が話す余地がない程強硬なので、日本側としてはこれ以上誠意を持って会議に臨むのは困難だと述べた。
4. これに対してわが側は、日本側代表の意向を本部に報告すると述べた。
5. わが側が次の会議を来週中に開催するのはどうかと提議すると、日本側は韓国政府のこれに対する回示が来た後に、次の会議の日にちを決定しようと言って、次の会議の日付は決定できなかった。
6. 次の会議再開のために、前記 3 で言及した(1)(2)の点等に対して、本部の指示を下示して下さるようお願い。

駐日大使

P121
発信電報

大韓民国外務部

番号 : WJA-05205
日時 : 64.5.18.17:15

受信人 : 駐日大使
対 : JAW-05200

対号電文 6 で本部の指示を要請した点に関して、現地代表団としての意見を早急に報告なさるようお願い。(外亜北) 長官

P122

駐日代表部

駐日政 722-202

1964.5.19.

受信 : 外務部長官

題目 : 第 3 次法的地位委員会 会議録

1964.5.14 に開催された続開第 6 次韓日会談第 3 次法的地位委員会会議録を別添のように送付します。

別添 : 会議録 2 部

駐日大使 裴義煥

P123

続開第 6 次韓日会談
第 3 次法的地位委員会 会議報告

1.日時： 1964.5.14. 10:30-12:00

2.場所： 霞友会館

3.出席者: 韓国側 李炯浩 代表
李敬堧 書記官
張溟河 ”
日本側 小川清四郎 入管理局長
星智孝 民事局第五課長
家弓吉巳 民事局第五課長
池上努 入管局参事官
齋木俊男 外務事務官
鶴田剛 外務事務官

4. 討議内容

小川：韓国案に対して、基本的な大きな問題点に関してだけ話す。

第一、永住権付与対象範囲が子孫孫になっている点

第二、退去強制事由に騒擾罪が除かれていて、内乱及び麻薬関係犯罪以外の犯罪(わが側の凶悪犯に該当する)の刑期を10年以上にした点

第三、戦後入国者問題を合意議事録に規定した点

等三個の点が、日本側案と非常に大きく差異があるので、残りの細部問題に対する討議が困難だ。

富田：子孫孫に永住権を付与するなら、退去強制事由を普通の入管令上のそれとすることを、再び考慮せざるを得ない。

李炯浩代表：日本側も永住権者の子孫問題を、日本側案第4条で取扱い、その範囲を子に限定させ、また素行が善良で、日本政府に対する破壊活動をしなければ、永住権を上げるという点が韓国側の主張とちがうものだが、韓国側としては父母とその子にだけ永住権を与え、その孫以下子孫に永住権を与えないのは不合理だと考え、そのように規定したものだ。

小川：韓国側案第5条3項の「規定に準じる」とは、何を意味するのか？

李代表：これは第4条の規定と大体同じことを意味する。

小川：第4条の規定と大体同じことを意味するのなら、結果的に父母の永住権と、子孫の永住権の間に差異がなくなるではないか？

李代表：父母の永住権と子孫の永住権を分離して規定しているが、結果的には大体差がなくなったものだ。

小川：率直に露骨に述べれば、**日本側は最大限に譲歩した線で案を提示したのに、韓国側では代案の提示を長期間遅延させていて、本委員会の出発当時よりも後退した案を提示したので、日本側としては第一に、本委員会の出発当時よりも後退した案を提示した韓国側の交渉態度から見て、もしも本委員会を継続して妥結ができる頃に到達したとしても、韓国側で再びこのような態度で後退する案を提示するなら、貴重な交渉が一時に倒れないかという心配もあるので、それなら法的地位の問題はいつそ、本会議等で討議させる方がよいから、この際この点を韓国側外務部に問い合わせて、韓国側の態度を明白にするように頼み、第二に韓国側代案の内容が話す余地がない程度に強硬なので、日本側としてはこれ以上、誠意を持って会議に臨むのは困難だ。**

李代表：日本側の発言要旨を本国政府に報告する。

富田：永住権者の対象範囲問題は法的地位問題の出発点になるものなので、これに対して両側の間に大きな差が生じれば、協定永住権者の内容問題、特に退去強制事由は普通、入管令上のそれと同じにするしかなく、また永住権者の対象範囲を無限に広げるなら、日本

の国内圧力もあつたりして、韓国側の主張通りに承服できない。

李代表：日本側の見解を本国政府に報告し、次の会議で話すことにして、次の会議を来週中に開催するのはどうか？

小川：韓国政府から回示が来た後に、次の会議の日にちを決定するのが良い。

李代表：良い。

P126

大韓民国外務部

着信暗号電報

級秘密

番号：JAW-05429

日時：64.5.29.17:56

受信人：外務部長官

発信人：駐日大使

対：WJA-05205

1. 法的地位委員会の進行に関しては、この間首席代表間非公式会談で同委員会を早急に再開し、両側の立場を調整することにして(第 4、5、6 次首席代表間会談報告参照)、日本側と再開日時を協議中だったが、最近日本側は小川入管局長が、(1)本国から同委員会で討議されて来たものより後退する案を再び提示しないという、交渉態度に対する保障と、(2)前回の韓国側案は日本側として到底応じられない案なので、再び検討して新しい案を提示するという明確な回答がなければ、討議に応じられないという態度を固執するので、現在では委員会再開に応じられない実情という通報があった。
2. 本件に関して日本側、特に実務当局は過去、わが側と合意した口項まで今回わが側が提出した案でひっくり返されていると言い、わが側を不信する態度と思われるが、このような態度で臨むからと言って、わが側が即刻修正案を出すこともできないので、感情が落ち着く時まで当分の間、法的地位委員会の討議を中断するしかないものと思料される。
3. 本件に関しては、李炯浩代表が小川局長に非公式に会って、日本側の態度を再打診した後、当部の意見を再び報告します。